令和元年第3回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 令和元年 9月 5日 (木) 午前10時 場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝 2番 増井 敬史

3番 三浦 博 4番 山岡 敏

5番 福井 保夫 6番 島田 正芳

7番 淺野 勉 8番 森田 瞳

9番 大星 成司

- 2 出席議員 9名
- 3 欠席議員 なし
- 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西本 安博 副 町 長 堀口 善友 教 育 長 楮山 素伸 総 務 部 長 民 生 部 石橋 史生 吉村 良昭 兼総務課長 兼こども支援課長 業 育 部 長 教 次 長 堀川 雅央 吉田 一弘 兼人権同和対策課長 兼教育総務課長 総合政策課長 課長 富井 文枝 税務 吉田 彰宏 増田 篤人 健康福祉課長 住 民 課 長 辻井 弘至 業 産 課 長 溝本 貴宏 建 設 課 長 池田 佳永 上下水道課長 廣瀬 好郁 生涯学習課長 西田 淳二 会計管理者 中澤 章浩 職務代 理

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 富士 青美 議会事務局係長 吉川 明宏

- 6 会議事件は次のとおりである。
 - 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度安堵町一般会計補正 予算(補正第3号)について)
 - 第 4 議案第1号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第 5 議案第2号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第 6 議案第3号 安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 7 議案第4号 安堵町監査委員条例の一部を改正する条例について
 - 第 8 議案第5号 安堵町学校給食センター設置条例の制定について
 - 第 9 議案第6号 安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
 - 第10 議案第7号 安堵町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正 する条例について
 - 第11 議案第8号 令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)について
 - 第12 議案第9号 令和元年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第 2号)について
 - 第13 認定第1号 平成30年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第14 認定第2号 平成30年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第15 認定第3号 平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
 - 第16 認定第4号 平成30年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第17 認定第5号 平成30年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の 認定について
 - 第18 認定第6号 平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい て
 - 第19 認定第7号 平成30年度安堵町水道事業会計決算の認定について
 - 第20 報告第2号 平成30年度決算に係る健全化判断比率報告書について
 - 第21 報告第3号 平成30年度決算に係る資金不足比率報告書について
 - 第22 報告第4号 平成30年度安堵町土地開発公社決算の報告について
 - 第23 発議第1号 大和川中流域における治水事業の促進を求める意見書について

開会

午前10時00分

議長(森田 瞳) おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は9名です。

定足数に達しております。

会議は成立いたしますので、ただいまより本日の会議を開きます。

西本町長より挨拶をいただきます。

町長(西本安博)はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。西本町長。

(西本町長 登壇)

町長(西本安博) 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私と も何かとお忙しい中、御出席を賜り、ありがとうございます。

去る8月1日に、歴史文化と観光の発信拠点となる「安堵町文化観光館 四弁花」が、旧役場跡地に開館したところでございます。

また、8月18日には「第10回 ふれあい盆踊り大会」が盛大に開催され、およそ7,000人の来場者があり、行く夏を惜しむがごとく、安堵の夜空を花火で美しく飾ることができました。元気な安堵町を実感したところでもございます。

さて、いつしか赤トンボが空を飛び交うようになり、初秋の気配がしてまいりました。

そして、9月は「防災の日」及び「防災週間」が設けられております。災害についての認識を深めるとともに、災害の未然防止と被害の軽減、いわゆる減災対策について真摯に取り組むことが求められるところでもございます。

当町におきましては、洪水及び地震等の災害に対する備えを充実強化するために、町内の 4つの事業所と災害等における緊急避難場所等の施設使用に関する協定を締結するため、た だいま準備を行っているところでもございます。

それでは、本日、提案させていただきます案件でございます。

人事案件が2件、条例の制定及び一部改正、令和元年度補正予算などの議案が7件、平成30年度決算の認定案件が7件、報告案件が4件の合計20件でございます。

議員の皆様に御審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

まず、報告第1号は8月14日に安堵こども園大ホールの空調設備が故障したことに伴う、 空調機改修工事で、急遽、受電設備の取替え工事が必要となったため、専決処分をいたしま した令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)の承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号は安堵町監査委員の選任についてでございます。

同委員である松隈勉氏の任期が、令和元年9月30日をもって任期満了となります。

新たに、監査委員として、徳久亮太郎氏を選任することについて、議会の同意を求めるも のでございます。

次に、議案第2号は安堵町人権擁護委員の推薦についてでございます。

同委員である桑原眞代氏の任期が、令和元年12月31日をもって任期満了となります。 引き続き、人権擁護委員候補者として同氏を法務大臣に推薦することについて、議会の意 見を求めるものでございます。

次に、議案第3号は印鑑登録証明書にも、本人からの届出により、旧氏を併記することが可能となる所要の改正を行う、安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第4号は定期監査の対象期間を会計年度の上半期から2カ月拡大して監査したいとする監査委員の意向から、定期監査の時期を1月に変更するため、所要の改正を行う安堵町監査委員条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第5号は安堵中学校給食施設を安堵町学校給食センターとして新たに設置する ために、必要な事項を定める安堵町学校給食センター設置条例の制定についてでございます。

次に、議案第6号は民法における債権関係の規定の見直しが行われ、公営住宅制度に関係する改正も行われたことから所要の改正を行う、安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第7号は成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置が一括して見直されたことから、所要の改正を行う安堵町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第8号は令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)については、システム改修等に伴う介護保険事業への繰出金等の増額補正でございます。

次に、議案第9号の令和元年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正

第2号)について、超過交付の変換及び追加交付、介護報酬改訂に伴うシステム改修及び介護給付費準備基金への積み立て等があったための増額補正でございます。

次に、認定第1号は平成30年度安堵町一般会計歳入歳出の決算の認定でございます。

次に、認定第2号は平成30年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

次に、認定第3号は平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の 認定についてでございます。

次に、認定第4号は平成30年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について でございます。

次に、認定第5号は平成30年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定についてでございます。

認定第6号は平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について でございます。

次に、認定第7号は平成30年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

報告第2号の平成30年度決算に係る健全化判断比率報告書については、地方公共団体の 財政の健全化に関する法律に基づき御報告を申し上げるものでございます。

次に、報告第3号の平成30年度決算に係る資金不足比率報告書につきましても、同法律に基づき報告をするものでございます。

次に、報告第4号の平成30年度安堵町土地開発公社決算の報告については、地方自治法 第243条の3第2項の規定に基づき、御報告を申し上げるものでございます。

以上、簡単に説明をいたしましたが、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、 御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさ せていただきます。以上でございます。

議長(森田 瞳) 町長の挨拶が終わりました。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、5番 福井 保夫議員、6番 島田正芳議員を指名いたします。

5

議長(森田 瞳) 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から26日までの22日間にしたいと思います。 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から26日までの22日間とすることに決定しました。

議長(森田 瞳) 日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(令和元年度安堵 町一般会計補正予算(補正第3号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝)はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) おはようございます。総合政策課 富井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(令和元年度安堵町一般会 計補正予算(補正第3号)について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億546万8,000円といたします。

補正理由につきましては、安堵こども園におきまして、当初予定をしておりました園内大ホール空調設備の取替えに当たり、現在の受電容量では施設内電力供給には不十分であることが判明をいたしまして、急遽、旧式高圧受電設備の取替え工事が必要となったための追加

経費を増額するものでございます。

なお、専決理由につきましては、大ホールの空調設備が、急遽、故障し、急ぎ工事を要するため専決処分とさせていただきました。

専決日は大ホールの空調設備が完全に停止し、復旧不能となった8月14日とさせていた だいております。

それでは、補正予算書9ページ、10ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

3款 民生費、2項 児童福祉費におきまして、工事請負費として1,728千円の増額 補正でございます。

その財源といたしまして、7ページ、8ページでございます。

19款 繰越金、1項 繰越金におきまして、1,728千円の増額補正でございます。 それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて(令和元年度安堵町一般会計補正予算 (補正第3号)について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、令和元年度 安堵町一般会計補正予算(補正第3号)を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和元年9月5日 報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長(富井文枝) 次に、専決処分書を朗読いたします。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、令和元年度

安堵町一般会計補正予算(補正第3号)を別紙のとおり専決処分する。

令和元年8月14日 専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長(富井文枝) 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)

令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,728千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ3,305,468千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月14日 専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長(富井文枝) 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入の部。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額20,058千円、補正額1,728千円、 計21,786千円。

歳入合計。補正前の額3,303,740千円、補正額1,728千円、計3,305,468千円。

続きまして、3ページ、お願いいたします。歳出の部。

3款 民生費、2項 児童福祉費、補正前の額328,190千円、補正額1,728千円、計329,918千円。

歳出合計。補正前の額3,303,740千円、補正額1,728千円、計3,305,

468千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割 愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長(森田 瞳) 日程第4 議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」 を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉村良昭) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長(吉村良昭) おはようございます。総務課 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を御説 明申し上げます。

監査委員は地方公共団体の町が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有するもの及び議員のうちから選任することとなっております。

今回、識見を有する監査委員の松隈勉委員の任期が、令和元年9月30日をもって満了となることから、後任といたしまして、徳久亮太郎氏を選任いたしたく提案するものでございます。

徳久氏は、■■■在住で、平成15年10月に税理士として税理事務所を開業されており、 財務管理や地方会計にも精通され、人権、識見ともに監査委員として適任でございますので、 地方自治法第196条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間で ございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第196条の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

記

氏 名 德久 亮太郎

■■■■■■■■■生(■■歳)

総務課長(吉村良昭) 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。 質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田瞳)質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田瞳)起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意されました。

議長(森田 瞳) 日程第5 議案第2号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉村良昭) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長(吉村良昭) それでは、議案第2号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について」を御説明申し上げます。 安堵町人権擁護委員3名のうち、桑原眞代氏の任期が令和元年12月31日をもって任期 満了を迎えられます。

桑原氏は、人権擁護として豊富な経験と知識を有し、奈良県人権擁護連合会においては、 男女共同参画委員として専門的な活動を熱心に取り組まれております。

また、安堵町、斑鳩町の第五部会におきましても積極的に活動を行っていただいておることから、引き続き、安堵町人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は、令和元年12月31日でございますが、法務省の委嘱手続に日数を要する ことから9月議会に上程させていただきました。

任期につきましては、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号

安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を安堵町人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

記

氏 名 桑原 真代

■■■■■■■■■■生(■■歳)

総務課長(吉村良昭) 以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。 質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

人権擁護委員の推薦について、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田瞳)はい。起立、全員です。

お座りください。

人権擁護委員の推薦は、適任と決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第6 議案第3号「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人)はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) おはようございます。住民課長 増田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第3号「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」。 それでは、説明させていただきます。

本件につきましては、住民基本台帳法施行例等の一部を改正する政令、平成31年法律第

152号が、平成31年4月17日公布されたことに伴い、所要の条例を改正するものでございます。

女性活躍推進の観点から申請した方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏を現在の氏と 併記する取り扱いが令和元年11月5日から開始されることとなりました。

これに伴い、住民票や個人番号カードのほかに、印鑑登録証明書にも旧氏の併記が必要となる場合も考えられることから、旧氏を併記する申請した方の印鑑登録証明書に旧氏を併記するための条例改正でございます。

詳細につきましては、議案書の3ページ目、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第3条第2項第1号に、登録できない印鑑に、旧氏を表してないもの、または旧氏の一部を表していないものの規定を追加、さらに条ずれの修正を行います。

第4条第2項では、印鑑の登録時、代理人申請に提出する書面について、実情に合わせて 一部の規定を改めます。

第5条第4項では、ちょっとページをまたがりますけども、印鑑登録時に登録する事項の中に、旧氏の規定を追加させていただきます。

続きまして、2ページ目中段、第13条第2項第3号では、職権での登録、印鑑登録抹消 の規定に、氏の変更があったものにあっては、住民票の記載されている旧氏を含む、の規定 を追加させていただきます。

第4条第1項第1号、これも2ページ目と3ページにまたがりますけれども、印鑑登録証明書に旧氏が記載されるよう改めさせていただきます。

その他、一部の規定で軸の整備を行っております。

なお、この条例の施行日は、令和元年11月5日とさせていただきます。

それでは、戻りまして、議案書を朗読いたします。

議案第3号

安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長(増田篤人) 次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重 複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。 質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。 これより、討論を行います。 討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田瞳)はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第7 議案第4号「安堵町監査委員条例の一部を改正する条例について」を 議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉村良昭)はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長(吉村良昭) 総務課 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号「安堵町監査委員条例の一部を改正する条例について」を御説明申 し上げます。

本改正につきましては、現在、定期監査を会計年度の上半期の4月から9月までについて、 現行の条例によりまして、11月に行っております。

年1回の監査の対象期間を、4月から11月まで拡大して監査を行いたいとする監査委員の意向と、新任代表監査委員の任期が10月1日からであるため、選任されて間もなく定期監査に臨むこととなるため、町の財政の内容等を知り得る時間が必要であると考えられることから、定期監査の時期を変更するものでございます。

また、地方自治法第199条第5項の規定により、実施する監査につきまして、見出しを 適正な名称に改めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表にて御説明させていただきます。

議案書を2枚めくっていただきまして、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第2条 (定期監査) の実施月を11月から1月に改正し、第3条の見出しを、(随意監査) から (随時監査) に、適正な名称に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、公布の日からでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号

安堵町監査委員条例の一部を改正する条例について

安堵町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長(吉村良昭)なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させて

いただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。 質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。 これより、討論を行います。 討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田瞳)はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第8 議案第5号「安堵町学校給食センター設置条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長(吉田一弘)はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉田教育総務課長。

(吉田教育総務課長 登壇)

教育総務課長(吉田一弘) 教育総務課の吉田です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号「安堵町学校給食センター設置条例の制定について」を説明させて いただきます。

本案件は、条例の新規制定でございます。

現在の安堵中学校給食施設におきまして、令和2年度の2学期から安堵小学校分の給食も 共同調理するに当たりまして、令和2年8月から当該施設を、学校長管理下の学校施設から 町教育委員会管理下の学校給食共同調理施設に変更する必要がございます。

そのために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づきまして、 その施設の設置に関する事項を条例として定めるものでございます。

条例の内容といたしまして、議案書の1ページを御覧ください。

まず、第1条では、施設の設置に関する事項を規定しております。

第2条では、名称及び位置を規定しておりまして、施設名称は「安堵町学校給食センター」としております。

第3条では、管理に関する事項を規定しておりまして、町教育委員会が管理することとしております。

第4条では、規則委任条項を規定しております。

なお、施行期日につきましては、令和2年8月1日としております。

それでは、戻っていただいて、議案書を朗読させていただきます。

議案第5号

安堵町学校給食センター設置条例の制定について

安堵町学校給食センター設置条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

教育総務課長(吉田一弘) 以上でございます。 御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。 質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田瞳)質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第5号は、条例の新規制定でございます。 文教厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。 これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第9 議案第6号「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」 を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長(堀川雅央)はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。堀川人権同和対策課長。

(堀川人権同和対策課長 登壇)

人権同和対策課長(堀川雅央) おはようございます。人権同和対策課 堀川でございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第6号「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」御説明さ

せていただきます。

本件につきましては、平成29年に民法が改正されたことに伴い、平成30年に公営住宅 管理標準条例の改正が行われました。

当町におきましても、安堵町営住宅管理条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、議案書の新旧対照表により御説明させていただきます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

第5条におきまして、町営住宅に入居できる者の資格につきまして、被災市街地復興特別措置法など、平成7年度以降の災害に関する特別措置法においての被災者等の第1号から第4号の条件が必要になる。ただし、福島復興再生特別措置法における居住制限者につきましては、第3号及び第4号の条件のみでよい旨を明記させていただきました。

第18条におきましては、入居者に滞納がある場合や入居者の責任による修理など、損害 賠償がある場合は、敷金からその経費の弁済に充てることができる旨を明記させていただき ました。

次のページをお願いいたします。

第20条におきましては、修繕費用のうち、入居者が負担すべきものを別に定めることを 明記させていただいております。

これは、入居者のしおりにより、明記させていただいているところでございます。

第21条におきましては、入居者が負担する費用について整理させていただきました。 次のページをお願いいたします。

第41条におきましては、明渡請求時の滞納家賃について、年5分の金利を法定金利に改めさせていただきました。

なお、本改正条例につきましては、令和2年4月1日から施行させていただきます。 以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第6号

安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

安堵町営住宅管理条例(平成9年安堵町条例第7号)の一部を改正する条例を別紙のと おり提出する。 人権同和対策課長(堀川雅央) 次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。 質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。質疑なしと認めます。 これより、討論を行います。 討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田瞳)起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第10 議案第7号「安堵町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する

条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉村良昭) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長(吉村良昭) 総務課 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号「安堵町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例について」御説明申し上げます。

本改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置が一括して見直されたことから所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、本条例第4条で定めている安堵町消防団員の欠格条項のうち、成年被後見人または被保佐人の項目を、地方公務 員法の一部改正と同様に削り、条例案に従って文言の訂正を行うものでございます。

それでは、改正内容の詳細につきまして、新旧対照表により御説明させていただきます。 議案書を2枚めくっていただきまして、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第4条第1項の「成年被後見人または被保佐人」を削り、同条第2号中の「禁固」を「禁錮」に改め、同号を第1号とし、第3号中の「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を第2号とし、第4号を第3号といたします。

また、第5条第2項第1号中の「前条第3号」を「前条第2号」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和元年12月14日でございます。 それでは、議案書を朗読いたします。

議案第7号

安堵町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例について 安堵町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長(吉村良昭) なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させて いただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第11 議案第8号「令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)に ついて」を議題とします。

本案についての、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝)はい、議長。

議長(森田 瞳) 富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝)はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課 富井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第8号「令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)について」御 説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ33億590万円といたします。

補正理由につきましては、民生費におきまして介護保険システム改修費及び地域支援事業の財源更正に係る介護保険事業繰出金の増額補正でございます。

それでは、補正予算書9ページ、10ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費におきまして、繰出金として432千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、7ページ、8ページ、御覧ください。

歳入でございます。

19款 繰越金、1項 繰越金におきまして、432千円の増額補正でございます。 それでは、議案書を朗読いたします。

議案第8号

令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定に基づき、令和元年度 安堵町一般会計補正予算(補正第4号)を、別紙のとおり提出する。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長(富井文枝) 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第8号

令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)

令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,305,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長(富井文枝) 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入の部

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額21,786千円、補正額432千円、計2 2,218千円。

歳入合計。補正前の額3,305,468千円、補正額432千円、計3,305,90

0千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額601,524千円、補正額432千円、計601,956千円。

歳出合計。補正前の額3,305,468千円、補正額432千円、計3,305,900千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割 愛をさせていただきます。以上でございます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田瞳)起立、全員です。

お座りください。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第12 議案第9号「令和元年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定) 補正予算(補正第2号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(辻井弘至)はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。辻井健康福祉課長。

(辻井健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長(辻井弘至) 改めまして、おはようございます。 健康福祉課の辻井です。どうぞ、よ ろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号「令和元年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補 正第2号)について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、一つ目といたしまして、令和元年10月より消費税率引き上げによる介護報酬改訂に伴うシステム改修、二つ目といたしまして、地域支援事業において在宅 医療介護連携推進事業の充実を図るための財源更正でございます。

三つ目といたしまして、平成30年度決算において国庫支出金支払基金交付金兼支出金の 実績精算において、返還及び追加の交付があったためでございます。

四つ目といたしまして、平成30年度決算において、余剰金を介護保険給付費準備基金に 積み立てるための補正を行うものでございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書の13ページ、14ページをお願いいたします。 歳出。1款 総務費、1項 総務管理費におきまして、電算システムの改修費用でござい ます。補正額としまして、944千円でございます。

財源といたしまして、7ページに戻っていただきまして、3款 国庫支出金、1項 国庫 負担金におきまして、139千円、それと9ページの、5款 県支出金、1項 県負担金に おきまして、290千円を充てさせていただき、あと一般財源として、364千円を充てさ せていただいております。

続いて、3款 地域支援事業費、1項 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、事業の見直し精算をいたしまして、 $\Delta 1$, 000千円の補正でございます。

その△1,000千円につきましては、次の下の、3款 地域支援事業費、4項 包括的 支援事業・任意事業費、4目 在宅医療・介護連携推進事業費、7目 地域ケア会議推進事業費の方に、それぞれ500千円ずつ充てさせていただき、財源更正を掛けさせていただい

ております。

続いて、4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金でございます。

これにつきましては、平成30年度決算において返還及び追加の交付があったため、補正額といたしまして、2,320千円の補正でございます。

続いて、15ページでございます。

6款 基金積立金、1項 基金積立金でございますが、これにつきましては、平成30年 度決算おいて、介護保険特別会計の余剰金が生じたため介護給付費準備基金に積み立てるも のでございます。

補正額としまして、28,506千円でございます。

それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第9号

令和元年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (補正第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定に基づき、令和元年度 安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)を、別紙のとおり提出 する。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長(辻井弘至) 議案書をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

議案第9号

令和元年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (補正第2号)

令和元年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ801,970千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長(辻井弘至) 2ページの方をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

1款 保険料、1項 介護保険料、補正前の額176,932千円、補正額△13千円、 計176,919千円。

3款 国庫支出金、補正前の額167,999千円、補正額867千円、計168,866千円。

4款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、補正前の額199,522千円、△270千円、計199,252千円。

5款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額105,263千円、補正額290千円、 計105,553千円。

2項 県補助金、補正前の額6,843千円、補正額67千円、計6,910千円。

6款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額113,456千円、補正額432千円、計113,888千円。

8款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額0円、補正額30,395千円、計30,39 5千円。

9款 財産収入、1項 財産運用収入、補正前の額0円、補正額2千円、計2千円。

歳入合計。補正前の額770,200千円、補正額31,770千円、計801,970 千円でございます。

続きまして、3ページの方をお願いいたします。

歳出でございます。

1款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額553千円、補正額944千円、計1,497千円。

3款 地域支援事業費、1項 介護予防・生活支援サービス事業費、補正前の額19,9

31千円、補正額△1,000千円、計18,931千円。

4項 包括的支援事業・任意事業費、補正前の額21,835千円、補正額1,000千円、計22,835千円。

4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、補正前の額780千円、補正額2,32 0千円、計3,100千円。

6款 基金積立金、1項 基金積立金、補正前の額0円、補正額28,506千円、計28,506千円。

歳出合計。補正前の額770,200千円、補正額31,770千円、計801,970 千円でございます。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛 させていただきます。以上でございます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田瞳)起立、全員です。

お座りください。

議長 (森田 瞳) ただいま、11時5ょっと前です。 11時15分まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時00分) 再 開 (午前11時15分)

議長(森田 瞳) はい。再開いたします。

次の日程第13 認定第1号「平成30年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第14 認定第2号「平成30年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第15 認定第3号「平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第16 認定第4号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第17 認定第5号「平成30年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について」、日程第18 認定第6号「平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第19 認定第7号「平成30年度安堵町水道事業会計決算の認定について」、以上7議案については、一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました7議案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝)はい、議長。

議長(森田瞳)はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝)はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課 富井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号から第7号、平成30年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳 出決算及び水道事業会計決算の認定につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

平成30年度予算の方針に沿って執行し、本年5月末の出納閉鎖後、決算処理を行い、7月22日から25日の4日間の監査委員による決算審査を得まして、本9月議会定例会において認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは、認定第1号から第7号までの議案書を朗読をいたします。

認定第1号~第6号

平成30年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、平成30年 度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

- 1 平成30年度安堵町歳入歳出決算の認定について
 - 認定第1号 一般会計歳入歳出決算
 - 認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 認定第3号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第4号 下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第5号 介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算
 - 認定第6号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 2 平成30年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書
- 3 町長審査意見書及び監査委員審査意見書
- 4 主要な施策の成果の説明書

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長(富井文枝) 続きまして、決算書2ページをお願いいたします。

各会計別決算額のみを朗読をさせていただきます。

一般会計。

歳入3,757,263,801円、歳出3,540,508,669円、歳入歳出差引 残高216,755,132円(うち、繰越明許費繰越額84,374,000円、翌年度 繰越額132,381,132円)。

続きまして、国民健康保険特別会計。

歳入891,923,342円、歳出956,503,699円、歳入歳出差引残高△64,580,357円(これは、翌年度繰上充用金をもって補てんいたします)。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計。

歳入768,150円、歳出26,238,251円、歳入歳出差引残高△25,470, 101円(これは、翌年度繰上充用金をもって補てんいたします)。

下水道事業特別会計。

歳入287,446,583円、歳出287,446,583円、歳入歳出差引残高0円 でございます。

介護保険特別会計(保険事業勘定)。

歳入691,362,651円、歳出660,967,165円、歳入歳出差引残高30,395,486円(翌年度へ繰越をいたします)。

後期高齢者医療特別会計。

歳入92,759,226円、歳出92,720,626円、歳入歳出差引残高38,6 00円(翌年度へ繰越をいたします)。

総合計。

歳入総額5,721,523,753円、歳出総額5,564,384,993円、差引 総額157,138,760円(うち、繰越明許費繰越額84,374,000円、翌年度 繰越額72,764,760円)。

会計別決算総括表は以上でございます。

続きまして、認定第7号「平成30年度安堵町水道事業会計決算の認定について」御説明をさせていただきます。

平成30年度水道事業決算の認定につきましては、地方公営企業法に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読をいたします。

認定第7号

平成30年度安堵町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、平成30年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

令和元年9月5日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長(富井文枝) それでは、決算書の12ページをお開きください。

平成30年度安堵町水道事業報告書の中段でございます。

(経理状況) を朗読させていただきます。

収益的収支については、収入では営業収益 142, 981, 252円と前年度に比べ 2. 2%の減となり、給水収益(水道料金収入)につきましては、<math>135, 579, 683円で、その他営業収益を合わせた事業収益は 163, 120, 616円であります。

また、事業費用では人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で147,819,789円となり、前年度に比べ18,534,146円の減となりました。

以上、収支差し引きいたしますと、15,300,827円の当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金647,553,308円と、その他未処分利益剰余金変動額29,218,000円を加えますと、692,072,135円の利益剰余金となりました。

以上、平成30年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算 の状況でございます。

御審議の上、認定賜りますように、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) 続きまして、議会選任の福井監査委員に決算審査について報告を求めます。

議会選任監査委員(福井保夫)はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。はい、どうぞ。

(福井議会選任監査委員 登壇)

議会選任監査委員(福井保夫) それでは、監査委員2名を代表いたしまして、平成30年度決算審査について報告します。

審査意見は、松隈代表監査委員との合議によるものであることをあらかじめ申し上げておきます。

始めに、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成30年度安堵町 一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を報告いたします。

第1 審査の対象

平成30年度一般会計歳入歳出決算

平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成30年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算

平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和元年7月5日及び22日から25日まで

第3 審査の実施者

安堵町監查委員 松隈勉、福井保夫

第4 審査の方法

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書及び歳入歳出事項別明細書、 実質収支に関する調書、財産に関する調書等の付属書類について、関係法令に準拠し て作成されているか、計数は正確であるか、収支は適正であるか、などを主眼として 審査しました。

会計管理者が所管している諸帳簿及び決算に関する証拠書類等と照合し、また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施しました。

なお、有価証券等については、令和元年7月5日に実査及び確認を行いました。

第5 審査の結果

審査に付された各会計の決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は正確で、財務に関する事務処理は適正であると認めました。

決算の概要は、意見書2ページ以降に掲載しているとおりです。

それでは、審査意見を述べます。

一点目 財政調整基金は、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合、災害

により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋める場合、緊急に実施することが 必要となった大規模な土木その他建設事業の経費、その他やむを得ない理由により生じた経 費の財源に充てる場合等に活用する重要な基金である。

町の財政調整基金積立金は現在高7億2,485万円であるが、今後、取り崩しが続けて行われる場合、町人口の減少等による歳入の減少傾向、高齢化等による国民健康保険、介護保険等の歳出の増加傾向等により、健全な財政基盤を維持することがますます困難な情勢になる中、余裕のない財政運営を余儀なくされる可能性が出てくるものと危惧される。

財政調整基金の不足は借金につながり、結果的に返済額の増加、返済期間の長期化となり、 町の財政運営を圧迫するものとなる懸念がある。

したがって、今後ともに財政調整基金の取り崩しに当たっては、より一層の熟慮の上、町 民生活に直結し、かつ緊急性がある施策を最重点として運用し、健全で持続性のある安定的 な財政運営に努めていただきたい。

二点目 平成30年度のふるさと納税寄附金が、これまでに比べ、件数、寄附金額ともに 急増したが、これはふるさと納税運営サイト「さとふる」の活用が功を奏したものと思われる。

今後とも、この種の施策の策定に当たっては、例えばインターネット関連のサイトやクラウドファンディング等、時流に即したシステムの活用も考慮し、さらに効果を上げていただきたい。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成30年度 安堵町水道事業会計決算に関する審査結果を報告いたします。

第1 審査の対象

平成30年度安堵町水道事業会計決算

第2 審査の期日

令和元年7月23日

第3 審査の実施者

安堵町監查委員 松隈勉、福井保夫

第4 審査の方法

審査に付された決算報告書、決算諸表等について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、事業の経営成績及び財政状況が適正に表示しているか、などに主眼を置き、決算関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査いたしました。

第5 審査の結果

審査に付された決算報告書、決算諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成されて

おり、これらの計数は正確で、事業の経営成績及び財政状況は適正であると認められました。

決算の概要は、意見書2ページ以降に掲載しているとおりです。

それでは、審査意見を述べます。

平成30年度決算においては、営業収益が1億4,298万1,252円と、対前年度比2.2%減少し、うち給水収益は1億3,557万9,683円と対前年度比1.8%減少した。収入については、その他営業収益を合わせた1億6,312万616円と、前年度比2.4%減少した。

また、事業費用は1億4,781万9,789円と、対前年度比11.1%減少した。 収支差し引きすると当年度純利益は1,530万827円となり、前年度繰越利益剰余金 6億4,755万3,308円と、その他未処分利益剰余金変動額2,921万8,000 円を加えると平成30年度の利益剰余金は6億9,207万2,135円となった。

給水人口・給水戸数の減少により給水収益等が減少する中、施設の老朽化に伴う保守管理・整備事業に多額の投資を必要としている現状に鑑み、県営水道への100%移行を目前に控え、施設・設備・体制の合理的な改廃を早急に検討・推進していただきたい。

以上、決算審査報告といたします。

議長(森田 瞳) はい。ありがとうございました。

それでは、総括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 総括質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号について、議長と議会選任の監査委員を除く、7人の委員で構成する一般会計 決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、議長及び議会選任の監査委員を除く7人の委員で構成す

る一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。 次に、認定第2号から認定第7号までについて、議長と議会選任の監査委員を除く7人の 委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思 います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

認定第2号から認定第7号までの6議案については、議長及び議会選任の監査委員を除く 7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定い たしました。

ただいま設置されました各決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時、休憩いたします。

休 憩 (午前11時36分) 再 開 (午前11時43分)

議長(森田 瞳) 休憩タイムに引き続き、再開いたします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会 委員長 増井敬史議員、副委員長 松田勝議員。 特別会計等決算審査特別委員会 委員長 山岡敏議員、副委員長 三浦博議員。 以上、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) 次の日程第20 報告第2号「平成30年度決算に係る健全化判断比率報告書について」と、日程第21 報告第3号「平成30年度決算に係る資金不足比率報告書について」は、関連議案ですので一括議題とし、報告を求めます。

総合政策課長(富井文枝)はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝)はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課 富井でございます。

それでは、2案件、一括して御説明をさせていただきます。

まず、報告第2号「平成30年度決算に係る財政健全化判断比率報告書について」御説明をさせていただきます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、御報告をするものでございます。

財政の健全化判断比率につきまして、4つの指標で示す、一つ目、実質赤字比率及び、二つ目の連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であり、比率としては算定をされておりません。

三つ目の、実質公債費比率につきましては、経常的収入のうち、実質的な公債費に充てられた割合を示すもので、平成30年度は6.3%、プラス1.2ポイントでございます。

四つ目といたしましての、将来負担比率につきましては、現在抱えている実質的負債に対して、今後、見込まれる収入の割合を示すものでございます。平成30年度の将来負担比率につきましては、35.5%でございます。

平成30年度財政健全化判断比率、この四つの指標は、表の括弧内の早期健全化基準を全て下回っているため、財政状況は健全化であるということの御報告をいたします。

続きまして、報告第3号「平成30年度決算に係る資金不足比率報告書について」御説明をさせていただきます。

本報告につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、御報告をするものでございます。

資金不足比率報告書は、法適用公営企業であります水道事業会計及び法不適用公営企業の下水道事業特別会計の、2つの会計の資金不足の比率を算定するもので、いずれも赤字でないため、ともに比率としては算定をされておりません。

なお、本年7月25日に監査委員の審査に付し、意見書をいただいております。 以上、御報告を申し上げます。 議長(森田 瞳) はい。引き続き、議会選任の福井監査委員に、決算審査について報告を求めます。

議会選任監査委員(福井保夫)はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。福井議員。

(福井議会選任監査委員 登壇)

議会選任監査委員(福井保夫) それでは、監査委員2名を代表いたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成30年度決算に係る財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について御報告します。

当審査意見につきましても、松隈代表監査委員との合議によるものであると申し上げておきます。

第1 審査の対象

平成30年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率の算定の基礎となる事項 を記載した書類。

第2 審査の期日

令和元年7月25日

第3 審査の実施者

安堵町監査委員 松隈勉、福井保夫

第4 審査の方法

審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼を置いて審査しました。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率及び資金 不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根 拠資料等の確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取して、 審査を実施しました。

第5 審査の結果

審査に付された平成30年度決算に基づく健全化比率及び資金不足比率並びにそれぞれの算定となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認めました。 各比率は、意見書2ページ以降に掲載しているとおりです。 それでは、審査意見を述べます。

健全化判断比率、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字比率には該当しない。

実質公債比率及び将来負担比率については、健全と言える。しかし、是正改善を要する事項として、将来負担比率については、平成27年度以降、上昇し続け、平成30年度は前年度に比べて約32%と大幅に上昇した。当該比率の上昇を抑制するよう努められたい。

次に、資金不足比率、平成30年度の水道事業会計及び下水道事業特別会計については、 いずれの会計も資金不足は生じていない。

よって、是正改善を要する指摘事項は特にない。 以上、報告といたします。

議長(森田 瞳) これより、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田瞳)質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号及び報告第3号を終結いたします。

議長(森田 瞳) 日程第22 報告第4号「平成30年度安堵町土地開発公社決算の報告について」 議題といたします。

本案について、報告を求めます。

建設課長(池田佳永) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。池田建設課長。

(池田建設課長 登壇)

建設課長(池田佳永) おはようございます。建設課の池田です。よろしくお願いいたします。 報告第4号「平成30年度安堵町土地開発公社決算の報告について」御説明いたします。 議案書の3ページをお願いいたします。

平成30年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。

中段、庶務関係を御覧ください。

平成30年6月1日に、平成29年度収支決算につきまして監査が行われ、同年7月2日の定例理事会におきまして、平成29年度収支決算報告の承認を得ました。

次に、平成31年1月30日に、定例理事会におきまして、平成31年度事業計画及び予算案につきまして審議していただき、承認をいただいております。

次の4ページをお願いいたします。

1の平成30年度公有用地の先行取得及び2の保有地の売却事業は、ともにございませんでした。

次の5ページをお願いいたします。

平成30年度安堵町土地開発公社決算報告書でございます。

まずは、収益的収入でございますが、第1款 事業収益でございますが、保有地の売り払いがございませんでしたので、決算額は0円でございます。

第2款 事業外収益、第1項 受取利息の決算額は500円でございます。

支出の部では、第1款 事業原価におきましても、公有地の取得がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

次の6ページをお願いいたします。

資本的収入の部でございますが、第1款 資本的収入、第1項 借入金におきましては、 借入金がございませんでしたの、決算額は0円でございます。

第2項 利子補給金におきまして、決算額は378,536円。これは、借入金の利子分を町から補てんしていただいております。

次に、支出の部でございますが、第1款 資本的支出、第1項 公有地取得事業費におきましては、取得用地がございませんでしたので決算額は0円でございます。

第2項 事業外費用の決算額は、378,536円。これは、借入金の利息の支出でございます。

次のページ以降の事項別明細等につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第4号

平成30年度安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

令和元年9月5日 報告

安堵町長 西本 安博

建設課長(池田佳永) 以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。 質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。 これで、報告第4号を終結いたします。

議長(森田 瞳) 次に、日程第23 発議第1号「大和川中流域における治水事業の促進を求める 意見書の提出について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

4番(山岡 敏) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。4番 山岡議員。

(山岡議員 登壇)

4番(山岡 敏) 4番 山岡でございます。

「大和川中流域における治水事業の促進を求める意見書」の趣旨について、説明いたします。

近年、豪雨等により、甚大な災害が日本各地で発生しています。

安堵町を含む大和川流域市町にとって、大和川の増水に伴う災害の対策は重要な課題であります。

国土交通省におかれては、大和川中流域強靱化事業として予算を確保し、治水安全と向上 のため尽力していただいているところで、安堵町では窪田地区に遊水地の整備が進められて います。

奈良県2市6町で構成される「大和川改修促進期成同盟会」が治水促進、水環境の美化等を毎年、国・県に要望されていますが、本町議会といたしましても、住民の生命と財産を守るため、大和川中流域における治水事業の促進について強く要望するものです。

それでは、発議書を朗読いたします。

発議第1号

大和川中流域における治水事業の促進を求める意見書の提出について

上記の議案を、安堵町議会会議規則第12条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年9月5日

提出者 安堵町議会議員 山岡 敏 養成者 安堵町議会議員 森田 瞳 安堵町議会議員 大星成司 安堵町議会議員 福井保夫 安堵町議会議員 島田正芳 安堵町議会議員 松田 勝 安堵町議会議員 増井敬史 安堵町議会議員 汽野 勉

4番(山岡 敏) 大和川中流域における治水事業の促進を求める意見書

近年、梅雨前線に伴う豪雨や台風等により、全国的に甚大な災害が頻発しています。

平成30年7月豪雨では、西日本から東海地方を中心に広い範囲で大雨が続き、7月の月降水量平年値の2から4倍となる大雨となったところがあり、7月5日から8日にかけては、西日本付近に停滞した梅雨前線に向けて、極めて多量の水蒸気が流れ込み続けるとともに、

局地的に線状降水帯が形成され、持続的な大雨がもたらされ、特に広島県で115人、岡山 県で66人の方が亡くなられました。

奈良県におきましても、奈良市から生駒山地にかけて雨量が多い状況で、7月5日から6日の夜にかけ、大和川流域で最大1時間降水量約31mmを記録し、内水による家屋浸水などの被害が発生しており、また1人が亡くなられています。

平成29年10月の台風21号では、大阪府内柏原地点上流域において、12時間雨量155mmを記録し、この雨による出水で、大和川は奈良県内藤井水位観測所において、観測史上最高の10.16mの水位を観測後計測不能となり、奈良市内王寺水位観測所においても、観測史上最高の8.14mの水位を観測し、水位は堤防の天端付近まで上昇し、奈良県内立野南地点では溢水による洪水の被害が生じるとともに、流域全体では、内水によるものも含め家屋の一部損壊、床上浸水が発生しました。

国土交通省におかれては、平成29年度補正、平成30年度補正、令和元年度当初予算を 大和川中流域強靱化事業と銘打って確保され、緊急的に河道掘削、樹木伐採などの河川改修 事業や斑鳩町の三代川地区、目安地区、川西町の保田地区、唐院地区、安堵町の窪田地区の 合計約110万㎡の大和川中流遊水地事業を進め、治水安全度向上に尽力いただいていると ころです。

また、奈良県におかれても、昨年5月より新たな「ためる対策」として、内水による家屋 の床上・床下浸水被害の解消のため、県と市町村が連携し、必要な貯水施設等を適地に整備 する「奈良県平成緊急内水対策事業」を進めていただいています。

度重なる河川の増水等による浸水被害は、地域に暮らす人々の生活に及ぼす影響はまさに 深刻で計り知れないものがあり、浸水被害の解消は極めて重要な国の施策課題であります。

王寺町、三郷町、天理市、斑鳩町、安堵町、川西町、河合町、大和郡山市の2市6町で組織する大和川改修促進期成同盟会では、毎年、地域の保全と住民の生命・財産を守り、安全で豊かな地域づくりのため、治水事業の促進を始め、美しい水環境の実現や貴重な親水空間の利活用の促進に努力されております。

大和川流域は、奈良県の人口の約9割に当たる130万人が居住し、政治・経済の中枢施設を多数抱える大変重要な地域であり、これら土地利用の高度化に伴う流出形態の変化に対する治水施設の安全度は、相対的に低下しつつあり、頻発する災害はますます多様化し、激甚の度を加えてきております。

大和川は、奈良盆地の水を一同に集水し、県境の亀の瀬渓谷を経て大阪平野へと流れていますが、大和川中流域は、亀の瀬地区の狭窄部により大和川がせきとめられ、急激な水位上昇と内水浸水を起こす特徴があります。

今日の財政を取り巻く情勢はまことに厳しいものがありますが、国民の安全と安心を確保

することは、国の基本的な責務であり、治水事業を含めた公共事業の推進が必要不可欠であります。

以上のような事情を御高察いただき、大和川中流域における治水事業の促進につきまして 特段の御配慮を賜りますよう強く要望します。

令和元年 月 日

安堵町議会

意見書提出先につきましては、国は、国土交通大臣、財務大臣、総務大臣、水管理・国土保全局長、大和川河川事務所長。

県におきましては、奈良県知事、県土マネジメント部長、郡山土木事務所長。 このように考えております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(森田 瞳) はい。ありがとうございました。

堀口副町長、ちょっと教えてほしいんですけれども、ここで、1ページの意見書のね、斑 鳩町三代川、次に安堵町の窪田地区の、合計約110万㎡と書いてますやろう。

副町長(堀口善友) はい。

議長(森田 瞳) これ、100万では、私が理解しているのは100万やけども、110でよろしいのか、3町で。

副町長(堀口善友) 3町で100ですね。

議長(森田 瞳) 100ですな。

事業部長も、その100で。

事業部長(堀川雅央) だと、聞いています。

議長(森田 瞳) 100。

事業部長(堀川雅央)はい。

議長(森田 瞳) そしたら、発議、意見書に、山岡議員、すみません。 110と、こう、示していますが、一応100に訂正してよろしいですか。

4番(山岡 敏) はい。

議長(森田 瞳) そしたら、もう、ここのところで、今、読み上げていただいたの、これ、100。 100万㎡に訂正をさせていただきますので、御了承願えますか。 はい、そういうことで、よろしくお願いいたします。 これより、質疑を行います。 質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。質疑なしと認めます。

当意見書は、全議員の連署により提出します。

討論を省略して、これより発議第1号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 次の本会議は、明日6日、金曜日、午前10時開会。

一般質問を予定しております。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

閉 会	
午後 0時12分	